（令和6年4月1日版）

地域企業経営人材確保支援事業給付金【兼業・副業（請負契約等）型】

－　目　次　－

◎給付申請を行う際に添付する書類についての説明

|  |
| --- |
| 【本事業に関する問い合わせ先・給付申請書等の送り先】  〒１００－０００４  東京都千代田区大手町1丁目６－１　大手町ビル９階  株式会社地域経済活性化支援機構  地域企業経営人材確保支援事業給付金　事務局  ＴＥＬ：０３－６２６６－０４５０  （受付時間：午前１０時～午後５時）  E－mail：shugyo-kyufukin@revic.co.jp |

|  |
| --- |
| **◎給付申請を行う際に添付する書類についての説明** |

**（１）同意書**

この同意書は、受託者等において作成していただく書類です。様式を用いて受託者等に“自署”及び“捺印”をしていただいた上で、“原本”をご提出ください。

**（２）誓約書**

この誓約書は、給付対象企業において作成していただく書類です。様式を用いて給付対象企業の“代表者の氏名を記入”（ゴム印でも構いません）及び“代表者印を押印”の上、“原本”をご提出ください。

以上

Ⅱ－②【兼業・副業型】,【在籍出向型】

同　意　書

私は、地域企業経営人材確保支援事業給付金の申請にあたっては、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程の規定に従うとともに、以下の事項について、同意いたします。

なお、同意しました内容に虚偽があったこと等により、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１．給付対象企業が給付金の申請を行うこと

２．給付金の申請に係る個人情報を提供すること

３．特定金融機関が人材確認書を機構に提出すること

　　年　　月　　日

株式会社地域経済活性化支援機構

　代表取締役社長　殿

　受託者等（自署）　　　　　　　　　　　　　　　印・

Ⅲ－②【兼業・副業（請負契約等）型】

誓　約　書

当社は、地域企業経営人材確保支援事業給付金の申請にあたり、以下の事項を含め、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程に従っていることを、誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１．受託者等が当社の事業主又は取締役の３親等以内の親族に該当しないこと

２．当社は、機構人材リスト登録者が雇用契約等を締結している又は締結していた大企業の親会社、子会社又は関連会社に該当しないこと

３．当社が、以下のいずれにも該当しないこと

ア　発行済株式の総数若しくは出資の総額の二分の一以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数若しくは出資の総額の三分の二以上が大企業の所有に属している法人

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団である者

ウ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が所属している者

エ　破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

カ　政治団体

キ　宗教上の組織又は団体

ク　官公庁

ケ　特別の法律により設立される法人、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、その他国又は地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人

コ　銀行、銀行持株会社、信用金庫、信用組合、農業協同組合法第１０条第１項第２号及び第３号の事業を行う農業協同組合並びに水産業協同組合法第１１条第１項第３号及び第４号の事業を行う漁業協同組合

サ　その他機構が地域企業経営人材確保支援事業の目的等に照らして給付金の給付が適当でないと認める者（グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合、人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合又は給付金の対象となる雇用契約等、請負契約等又は出向契約に定める就業の開始日から起算して過去１年以内に労働関係法令に違反した者である場合等。）

４．当社は、給付金以外に給与等若しくは給付対象企業負担金を給付対象とした補助金等又は間接補助金等の交付を受けていないこと

５．特定金融機関による機構への人材確認書の提出に同意すること

　　年　　月　　日

株式会社地域経済活性化支援機構

　代表取締役社長　殿

給付対象企業

　　　（代表取締役社長）